

2/14
香雅

診療報酬引き上げへ

補てん不十分、経営悪化も

厚生労働省は、2014年度の消費税8%への増税に伴う診療報酬(医療サービスの対価)の補てん不足問題を抜本解決しないまま、10月から狙う10%増税と合わせた診療報

酬の引き上げを決めました。13日の中央社会保険医療協議会の答申に基づくものですが、診療報酬での対応は個別の医療機関ごとにはらつきが出て完全補てんできず、経営悪化を

招くなどの懸念は払拭(ふっしょく)されていません。答申では10月からの消費税増税に合わせ、医療機関を受診した際の初診料の場合は60円引き上げて22880円にするとしまし

た。再診料は10円引き上げて730円にします。これらの料金のう

ち1〜3割が患者の窓口負担となります。医療機関は医薬品や医療機器の仕入れで支払った消費税が持ち出しとなり、重い負担となっ

ています。診療報酬による補てん不足を受けて補てん方法を修正するもの、個別の医療機関ごとに診療報酬の算定状況や課税経費の状況が違つたため、完全に補てんすることはできません。

1月に開かれた中医協の公聴会では、医師らが「(経営悪化で)地域医療に支障が生じる」「診療報酬改定での対応は限界がある」と発言。診療報酬を引き上げれば患者の負担も上乘せされるため、患者の受診抑制を懸念する意見も出ました。この問題をめぐって全国保険医団体連合会は、医療機関にも患者にも消費税負担をさせない「ゼロ税率」適用

による抜本解決や、増税自体の中止を決断するよう求めています。